

○飯田市飛散性アスベスト検査費補助金交付要綱

平成17年8月3日

告示第52号

改正 平成21年8月20日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建材に含まれるアスベストが市民に不安を与えている状況にかんがみ、当該不安を低減するため、吹付けされた建材にアスベストが含まれているか否か等の検査に要する経費に対し補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和45年飯田市規則第31号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飛散性アスベスト検査 吹付けされた建材について行う検査であって、次のア及びイのいずれにも該当するものをいう。

ア 社団法人長野県労働基準協会連合会その他市長が適当と認める者に依頼して実施されるものであって、当該認める者が厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知(平成20年2月6日基安化発第0206003号)に基づいて行うもの

イ 次のいずれかについて行うもの

(ア) 建築物の建材にアスベストが含まれているか否かについての確認

(イ) (ア)に規定するもの及び建築物の建材にアスベストが含まれている場合における当該建材中のアスベストの含有量がどれくらいであるかについての確認

(2) 対象者 飯田市の区域に存する建築物又は工作物を所有し、若しくは占有するもの又は使用する権原を有するものであって、第5条の規定による調査の依頼を行い、かつ、第6条第2号に規定する事項の通知を市長から受けたもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、飛散性アスベスト検査を実施した対象者に、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付は、一の建築物の一体の建材につき前条第1号イの(ア)及び(イ)の検査のいずれか1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、飛散性アスベスト検査に要した費用(検体の採取又は運搬に要した費用を除く。)に相当する額とする。

2 前項に規定する補助金の額が6万円を超える場合は、同項の規定にかかわらず6万円を補助金の額とする。

3 第1項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(調査の依頼)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ飯田市飛散性アスベスト検査費補助金事前調査依頼書(様式第1号。以下「調査依頼書」という。)に必要事項を記載して市長に提出することにより、調査の依頼を行うものとする。

2 調査依頼書には、次に掲げる物を添付するものとする。

(1) 検査を行おうとする建材の使用状況が分かる写真

(2) 建材の名称、成分又は使用状況が分かる書類がある場合はその書類

(調査及び結果の通知)

第6条 市長は、調査依頼書の提出があった場合は、その内容等を調査し、及び確認した上、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する事項を調査依頼書を提出したものに書面で通知する。

(1) 調査依頼書に記載された建材にアスベストが含まれていないと認められるとき 次の事項

ア 調査依頼書に記載された建材にアスベストが含まれていないと認められる旨

イ アの根拠

(2) 調査依頼書に記載された建材にアスベストが含まれている可能性があるとして認められるとき 次の事項

ア 調査依頼書に記載された建材にアスベストが含まれている可能性があるとして認められる旨

イ アスベストの含有量が分かるときはその量

ウ ア及びイの判断の根拠

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）が規則第3条の規定により提出すべき申請書は、必要な事項が記載された飯田市飛散性アスベスト検査費補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）とする。

2 前項の申請書は、規則第12条に規定する実績報告書を兼ねるものとし、飛散性アスベスト検査の実施後市長に提出するものとする。

3 第1項の申請書には、規則第12条に規定する必要な書類として次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 飛散性アスベスト検査に要した費用の支払に係る領収書の写し

(2) 実施した検査結果の写し

(交付の決定及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上、補助金の交付又は不交付の決定をし、書面により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をしたときは、申請書に記載された口座に補助金を振り込むことにより交付する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか対象者に対する補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

前文（抄）

平成17年8月4日から施行する。

前文（抄）（平成21年8月20日告示第92号）

平成21年度の事業から適用する。ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、この告示による改正前の飯田市飛散性アスベスト検査費補助金交付要綱の規定に基づいて補助金等の交付決定を受けた者については、この告示の日以後においてさらに1回限り補助金を交付するものとする。

様式第1号(第5条関係)

飯田市飛散性アスベスト検査費補助金事前調査依頼書

年 月 日

飯田市長

依頼者 住所

氏名(申請者が団体の場合は名称及び代表者氏名)

印

連絡先電話番号

飯田市飛散性アスベスト検査費補助金交付要綱第5条の規定により、次に記載する建材について調査を依頼します。

1 建材が使用されている建築物に係る事項

- (1) 所在地
- (2) 構造(次のアからエまでのうち該当するものに丸印を付す。)
 - ア 木造
 - イ 鉄骨造(軽量鉄骨造を含む。)
 - ウ 鉄筋コンクリート造
 - エ その他(具体的に記述する。)
- (3) 吹付けの施工年月 年 月
- (4) 建物全体の階数

2 建材の使用されている部位に係る事項

- (1) その存する部位
- (2) 用途

(添付書類)

- 1 建材の使用状況が分かる写真
- 2 写真のほか建材の使用状況又は名称が分かる書類がある場合はその書類

様式第2号(第7条関係)

飯田市飛散性アスベスト検査費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

飯田市長

申請者 住所

氏名(申請者が団体の場合は名称及び代表者氏名)

印

連絡先電話番号

飯田市飛散性アスベスト検査費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金交付の申請をします。

1 実施した検査の内容

(1) 検査を実施した建材が使用されている建築物に係る事項

ア 所在地

イ 検査を実施した建材を使用している部位

(2) 検査の内容(次のア又はイについて該当するものに丸印を付す。)

ア 建材にアスベストが含まれているか否かについての検査

イ 建材にアスベストが含まれているか否か及びアスベストの含有量がどれくらいかについての検査

2 検査実施の依頼先

3 飛散性アスベスト検査に要した費用の額

円

4 補助金交付申請額

円

5 補助金振込先

(1) 金融機関名

(2) 金融機関支店名

(3) 口座種別

(4) 口座名義人

(5) 口座番号

(添付書類)

1 飛散性アスベスト検査に要した費用の支払に係る領収書の写し

2 実施した検査結果の写し